

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○公印の改刻

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(県政情報・文書課)

ページ

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (三件)

選挙管理委員会

(建築宅地課)

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

二

告 示

○宮城県告示第十五十四号

次のとおり公印を改刻した。

平成三十年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

種 類

用 途

印

影

使用開始年月日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四七〇八〇〇一四八	有限会社かくだ介護センター訪問介護事業所 角田市梶賀字高畑北百五十四番地	重度訪問介護	有限会社かくだ介護センター	平成三十年十月三十一日

旧	新
平成三十年 十二月一日	

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市八幡一丁目百九番、百十番、百十一番、九十番地先の道路、百十一番地先の水路
 仙台市太白区八木山本町一丁目十七番地の五
 有限会社久翠

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 宮城郡利府町森郷字仲町浦三十四番、三十五番一、三十六番、四十番、四十一番、四十二番
 石巻市馬鞍字新島越三十九番地の一
 有限会社マルセイ遠藤材木店
 富谷市富ヶ丘四丁目二十三番四十号
 齊藤 賢次

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 宮城郡利府町利府字館百一番の一部
 宮城郡利府町利府字新並松四番地
 利府町

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム矢本華の園の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム不老園

附 則

この告示は、平成三十年十二月四日から施行する。

同 市野蒜ヶ丘三丁目二七番地一